

「新しいまちづくり」と「広域連携」を 地方創生の先導モデルに

2015年度は東日本大震災の集中復興期間の最終年度となるが、復興はいまだ道半ばの状態だ。日本全体が少子・高齢化時代を迎え、被災地をはじめとして全国的に過疎化が進む中、今、求められるまちづくりの考え方、ビジョンとは何か、木村委員長が語った。

震災復興
委員会
(2014年度)

委員長
木村 恵司

元の状態に戻すという考えから 新しいまちを創るという発想へ

東日本大震災が発生してから間もなく四年ですが、その間、岩手県、宮城県、福島県の被災地に何度も足を運び、現状を目にしてきました。2014年5月に、福島第一原発の周辺でまち全体が避難指示区域に指定されている大熊町や富岡町を視察しました。倒壊した富岡駅の駅舎や家屋はあの日のままであり、倒壊を免れた住宅も風雨にさらされて手入れもされないまま傷んでいます。特に線量の高い帰還困難区域は除染して戻れるようになるまでに、いったい何年かかるのか分からない、というのが実情です。原発周辺の自治体では半数前後の住民が元の住居に「戻らない」という意向を示しています。

避難生活を送っている皆さんが将来に向けて夢や希望を抱いて暮らせるようにするには、「元の場所を元の状態に戻す」という考えから、「新しい場所に『新しいまち』を創る」という考えに切り替える必要があります。

双葉町、浪江町など原発被害の大きい自治体は、残念ながら復旧がほぼ手付かずの状態です。しかし逆にこれを機会ととらえ、南相馬市、いわき市などに、避難している住民の方々が暮らせる「新しいまち」を創るのです。老若男女が安心して楽しく暮らせる新時

代のコンパクトシティは、さまざまな英知を結集すれば必ず実現できるはずですよ。

広域連携を実現させるには まとめ役になる存在が必要

三陸海岸エリアの復興に関しては、「広域連携」が必要です。例えば釜石市と大槌町など、つながりの強い自治体が、行政施設や商業施設、病院などを共有し交通網を整備して、一つのコミュニティになるという発想です。今は、各自治体が、それぞれのまちづくりを考えていますが、今後の人口減少を考えると集約化が必要です。広域の視点で「この三陸海岸エリアをどういう地域にしたいか」をみんなで考え、連携して復興を進めた方が、より魅力的な「まち」として復興することができるのではないでしょうか。

このような広域連携は、東日本大震災の被災地だけに求められるものではありません。世界史上で類を見ない少子・高齢化問題に直面する日本で、長期的に持続可能な「まち」を再生し、全国の地方創生に役立つ先導モデルにすべきだと考えています。

広域連携の実現においては、まずは国や県などが、広域連携を主導する必要があります。近接してつながりの強い市町村ごとに「広域復興協議会」を設置すべきです。その上で、各地域の

首長や民間企業などが意見を出し合い、まちづくりと産業復興に関する広域ビジョンをまとめる。ビジョンの策定から具体的な連携内容に至るまでの一連の過程で、協議会が意見をまとめる場となるべきです。

被災地の風評被害の払拭と人材教育についても、経済同友会として引き続き力を入れていきたいと考えています。

風評被害の払拭については、経済同友会会員の所属企業で被災県の物産展やお酒の即売会を開催する活動を継続し、同時に安心・安全についても分か



木村 恵司 委員長
三菱地所 取締役会長

1947年埼玉県生まれ。70年東京大学経済学部卒業後、三菱地所に入社。2005年取締役社長に就任、11年より現職。05年経済同友会入会。06～11年度幹事、12年度より副代表幹事。09～11年度会員委員会副委員長、11年度震災復興PT委員長、12～14年度震災復興委員会委員長。

りやすく伝えていきます。さらに、被災地の人材の育成支援も継続して行います。被災地で復興に取り組む官民人材の方に経済同友会会員の所属企業で研修を受けていただき、ビジネスの知識を得て、未来への展望を開くきっかけにしていただければと思っています。

「有事を平時に戻す」ために、政府、自治体、政治家の方々が口にしにくいことを議論し、意見を発信する——これがわれわれ経済同友会の使命だと思っています。今後も会員の皆さまにご協力をいただきながら、復興推進に取り組んでいきます。



提言を竹下復興大臣に手交(12月22日)

提言
概要

東日本大震災被災地の将来展望を開く —集中復興期間の最終年度に向けて—

(2014年12月11日発表)

I 原子力災害からの福島復興に向けて

1. 原発周辺地域のまちづくり

- ・ 帰還時期の見通しが立たない帰還困難区域の住民が、早急に日常生活を回復できるように、移住先となる「新しいまち」づくりを行う必要がある。そのためには、市町村ごとにまちづくりを行うのではなく、市町村の枠組みを超えて、コンパクトシティとして整備する。
- ・ 「新しいまち」は南相馬市といわき市、または近接した場所に整備し、福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想で計画されている研究開発拠点と関連産業を誘致する。
- ・ 浜通り地域全体が活力ある経済圏として再生するため、復興庁と福島県がより強い権限を持ってリーダーシップを発揮し、広域連携によるまちづくりと産業復興を推進する。

2. 風評被害の払拭

- ・ 風評の原因となるトラブルを発生させず、廃炉・汚染水対策が

安全・確実に進捗するように、政府は技術開発と対策工事に関する予算を十分に確保し、人材投入を強化する。

- ・ 放射線リスクについて、産官学民の有識者に海外の専門家も交えて協議し、政府との安全基準に関する統一見解を明示する。その上で、安全性のアピールに政府と企業がともに取り組む。

3. 原子力損害賠償の方針明示

- ・ 賠償金は事業者を支える一方で、事業への意欲をそく一面もある。事業者が、将来の自立に向けた事業方針を立てられるように、営業損害と風評被害に関して、いつまで、どの範囲で、どの程度の賠償が行われるのか、今後の方針を明示すべきである。そして、賠償金の支払いが終了しても、事業者が事業継続できるよう、資金調達や販路開拓の支援に、より一層取り組むべきである。

II 東日本大震災からの復興に向けて

1. 復興財源の確保

- ・ 2016年度以降、復興財源の枠組みを以下の手順により、再設計すべきである。
- (1) これまでの復興事業における予算の執行状況について、精査・評価する。特に、不要不急の用途や不適正な用途で執行されていないか検証する。
- (2) 上記を参考とし、今後予定されている復興事業を精査する(必要性、規模が適正かの確認に加え、広域連携による集約化が検討されているかを確認した上で、優先度を評価)。
- (3) 精査を経た復興事業の予算額を積み上げ、必要な事業費総額を算出する(原発周辺地域の「新しいまち」づくりと、沿岸部被災地の広域の視点でのまちづくりと産業復興に関する予算を計上)。
- (4) 事業費総額の財源を確保する方法を検討する。

2. 産業復興への取り組み

- ・ 雇用の創出や水産業・水産加工業など地域の基幹産業の活性化を図るためにも、起業家や地域経済を牽引する人材を産官学民が一体となり、人材育成により一層取り組む。
- ・ 人手不足の産業に関しては、国内からの人材確保には限界があるため、海外から人材を誘致できるように、外国人技能実習制度を見直す。

- ・ 復興庁の行う企業連携プロジェクト支援事業や地域復興マッチング「結の場」など、被災地の中小企業の販路の回復や競争力強化の対策で、既に成果の出始めている取り組みを継続・強化すべき。

- ・ 岩手県・宮城県の復興推進に大きく寄与と思われる国際リニアコライダー(ILC)の誘致に関して、中長期的な経済効果を検討し、政府として誘致に関する方針を明確にすべき。

3. 広域連携の推進

- ・ 近接する市町村は、広域でまちづくりと産業復興のビジョンを作成し、共有することが不可欠である。行政サービス拠点や商業施設、医療・介護関連施設等は可能な限り、集約・共有すること。産業の活性化、企業誘致、人手不足対策についても、近接する市町村が連携し、まとまった予算と組織体制で取り組むことが必要である。

- ・ これらの取り組みを推進するため、近接する市町村が広域連携する場として、「広域復興協議会(仮称)」を設置すべきである。近接し、通勤・通学圏を共有し、つながりの強い市町村ごとに協議会を設け、民間からも企業や金融機関などの参画を得ながら、まちづくりと産業復興の広域ビジョンを策定し、行政における連携と役割分担、施設や事業の集約化・効率化を協議することで、将来にわたり持続可能な地域となるように復興に取り組む。